

平成 21 年 12 月 4 日

検査担当官 殿

金融担当大臣 亀井 静香

新しい金融検査マニュアルに基づく金融検査について

金融の円滑化は、金融機関が果たすべき重要な役割の一つである。それは、銀行法等の目的が、信用の維持、預金者等保護と並んで金融の円滑化を図るため、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することとされていることに表われている。

金融機関が、こうした金融の円滑化という役割を十分に果たすためには、まず、借り手の実態をよく把握し、善良かつ健全な借り手に対して適切な資金供給を行うことが求められる。

さらに、様々な情報が蓄積されている金融機関には、借り手である中小・零細企業に対し、単に資金供給を行うだけでなく、適切な経営相談・経営指導といったコンサルティング機能の発揮が期待されている。また、金融機関が借り手に対して適切なコンサルティング機能を果たすことは、取引先企業の経営改善等を通じて、自らの財務の健全性確保につながるものである。

今後の金融検査については、このような認識に基づき、従来のリスク管理中心の金融検査から転換を図る必要がある。即ち、国民あつての金融機関、借り手があつての金融機関であるという原点を認識し、金融機関が適切なリスク管理を行っているかという事に加え、金融の円滑化という社会的役割を果たしているかという事について、十分に検査を行うことが求められる。

このため、今般、金融検査マニュアルを抜本的に改定したところである。金融庁及び財務（支）局の各検査担当官は、これに基づき、金融機関が適切なリスク管理をベースとしつつ、借り手の実態をよく把握し、善良かつ健全な借り手に対して適切な資金供給に努めているか、また、借り手に対する適切な経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援に取り組む等コンサルティング機能の十分な発揮に努めているかについて、重点的に検証されたい。

以 上